

1. 地域公共交通網形成計画の作成について

(1) 趣旨

人々の生活を支える地域公共交通は、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化に伴い、利用者の減少や事業者の人手不足など、その取り巻く環境は厳しさを増しています。利用者の減少により路線撤退や便数の減少といったサービス水準の低下となり、更なる利用者の減少につながる悪循環となっています。

こうした背景を踏まえて国においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法とします）の改正が平成26年11月に施行され、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築するための「地域公共交通網形成計画」が作成できるようになりました。

本市においても、少子高齢化の進展や人口減少が始まるなどの状況のなかで、既存の鉄道、路線バス、タクシー等の利便性や効率の向上を図るとともに、公共交通の利用が不便な地域の利便性向上の検討などを行い、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築するために「地域公共交通網形成計画」の作成を予定しています。

本計画は、「平塚市総合計画」「平塚市都市マスタープラン（第2次）」、「平塚市総合交通計画」を上位計画とし、公共交通の基本的な方針と施策体系を示すものです。

(2) 本協議会の目的

本協議会では、地域公共交通の課題を共有し、計画内容の協議や意見交換を行い、合意形成を図りながら平塚市における「地域公共交通網形成計画（案）」を作成すること、計画の実施に係る連絡調整、必要に応じて計画の変更について協議することを目的とします。

法抜粋

（協議会）

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(3) 地域公共交通網形成計画とは

地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするものです。

国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、地域公共交通の利用者や交通事業者、道路管理者等との協議の上で作成します。現状把握や課題整理、基本的な方針、計画の目標や施策などを記載します。

【地域公共交通網形成計画の構成例】

はじめに

- ・ 計画策定の趣旨及び位置付け
- ・ 計画の区域
- ・ 計画の期間

1. 地域の現状等

- ・ 地勢・地理
- ・ 社会状況・経済状況

2. 上位計画の整理

- ・ 総合計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ その他の関連計画

3. 公共交通の現状等

- ・ 公共交通の整備状況
- ・ 公共交通の利用状況
- ・ 利用者の意向等

4. 地域公共交通の役割と課題整理

- ・ 地域公共交通の役割
- ・ 地域公共交通の課題整理

5. 網形成計画策定の背景

6. 基本的な方針

7. 計画の目標

8. 目標達成のための施策・事業

9. 計画の達成状況の評価

(国土交通省 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引きより抜粋)

公共交通ネットワークを具体化・明確化する計画

地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがたを明らかにし、まちづくりなどの関連分野と連携しつつ、面的なネットワークの形成に係る事業を記載



33

(国土交通省 平成29年度専門課程地域公共交通〔地域公共交通ネットワーク再編〕研修資料より抜粋)

(4) 地域公共交通網形成計画における「地域公共交通」とは

活性化再生法の第二条で、地域公共交通は「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。」と定義されています。

本計画における「地域公共交通」は、鉄道や路線バス、タクシーなどの既存の公共交通及び、それらを補完し地域のニーズを満たす公共交通も含めて検討します。

(5) 本協議会のスケジュール

本協議会のスケジュールを次頁に示します。

「地域公共交通網形成計画」作成に向けた協議会の検討項目と全体スケジュール

協議事項	検討内容	平成30年												平成31年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
第1回	1-1 平塚市の現状と課題の整理	地域公共交通網形成計画の作成について															
		平塚市の現状と課題の整理の方向性について			● 第1回協議会												
		市民アンケート調査について															
第2回	2-1 平塚市の現状と課題の整理	平塚市の現状と課題の整理結果について															
		2-2 市民アンケート調査結果	市民等の移動実態及びニーズの把握														
	2-3 網形成計画における将来像と基本方針・目標	本市の目指すべき姿の検討															
		基本方針・目標の検討								● 第2回協議会							
	2-4 網形成計画における主要施策と評価方法	主要施策の検討															
		達成状況の評価方法の検討															
2-5 地域公共交通網形成計画(たたき台)	地域公共交通網形成計画(たたき台)の作成																
第3回	3-1 第2回協議会を踏まえた地域公共交通網形成計画(素案)	地域公共交通網形成計画(素案)の作成												● 第3回協議会			
第4回	4-1 第3回協議会とパブリックコメントを踏まえた結果と対応	協議結果の対応															
		パブリックコメント															
	4-2 地域公共交通網形成計画(案)	地域公共交通網形成計画(案)の作成															● 第4回協議会